


別記様式第1号（第7条関係）

平成29年11月13日

長岡京市議会議長  
福島 和人 様

会 派 名 民主フォーラム  
経 理 責 任 者 名 綿谷 正己 

平成29年度(4月～10月分)政務活動費収支報告について

長岡京市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、別紙のとおり平成29年度政務活動費収支報告書を提出します。

平成29年度(4月~10月分)政務活動費収支報告書

会派名 民主フォーラム

1 収 入

政務活動費 262,500円

2 支 出

(単位:円)

科 目	金 額	備 考
研究研修費	0	政策研修
調査旅費	176,130	先進地の調査
資料作成費	0	
資料購入費	60,966	書籍購入
広 聴 費	0	
事 務 費	7,270	複写機使用料
その他の経費	0	
合 計	244,366	

3 残 額 18,134 円

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

研究研修費

分類	日付	内容	金額(円)	支払先・領収書	No
		小計	0		
研究研修費 計			0		

調査旅費

分類	日付	内容	金額(円)	支払先・領収書	No
★H29-7/3		新潟県上越市:「議会改革」について			
★H29-7/4		福島県会津若松市:「議会改革」について			
交通費	7/2~4	JR:長岡京→上越妙高(新幹線)、上越妙高→会津若松(大宮、郡山経由)、会津若松→京都市内(郡山、東京経由)	133,020	JR西日本	1
	7月2日	上越妙高駅 → 春日山駅 @200*3	600	えちごトキめき鉄道	2
	7月2日	タクシー (春日山駅前 → 上越サンプラザホテル)	770	直江津タクシー	3
	7月3日	タクシー (上越サンプラザホテル → 上越市役所)	790	豊城ハイヤー	4
	7月3日	春日山駅 → 上越妙高駅 @200*3	600	えちごトキめき鉄道	5
	7月3日	タクシー (会津若松駅前 → ホテルニューバレス)	780	楳林タクシー	6
	7月4日	タクシー (ホテルニューバレス → 会津若松市役所)	510	会津乗合自動車	7
	7月4日	タクシー (市役所 → 会津若松駅)	1,230	会津乗合自動車	8
	7月4日	JR乗り越し代分 (京都市内 → 長岡京) @180*3	480	JR、支払証明1号	9
研修費			-		
宿泊費		宿泊 @6,900*3名	20,700	上越サンプラザホテル	10
		宿泊 @5,550*3名	16,650	ホテルニューバレス	11
調査旅費 計			176,130		

資料購入費

分類	日付	内容	金額(円)	支払先・領収書	No
	5月10日	ガバンス 7ヶ月分(4月~10月)	7,182	株式会社ぎょうせい	12
	6月6日	日経グローバル(4月~10月分)	52,920	日経BPマーケティング	13
		振込手数料	864	京都銀行	
資料購入費 計			60,966		

事務費

分類	日付	内容	金額(円)	支払先・領収書	No
コピー代	10月23日	上期分(4~9月)	7,270	市役所	14
事務費 計			7,270		

その他の経費

分類	日付	内容	金額(円)	支払先・領収書	No
その他の経費 計			0		

政務活動費 合計 244,368

**領 収 書** 民生フォーラム 様

Receipt  
 領収年月日 2017-6-4  
 金額 ¥133,020 (消費税等込み)  
 上記金額確かに領収いたしました  
 購入商品 JR乗車券類 JR tickets  
 (枚) 1  
 西日本旅客鉄道株式会社  
 長岡京駅  
 長岡京駅@1発行 40067-02

印紙税申告納  
付につき大淀  
税務署承認済

①

**領収証**

利用日時 2017年7月2日  
 時刻 15時55分  
 券番号 8435  
 取引内容: 乗車券購入 金額600円  
 印紙税申告納  
付につき高田  
税務署承認済 位置番号: 44911

●利用ありがとうございました

上越市中央 券02発行  
 北越上越鉄道株式会社

②


③

**領 収 書**

No.4456

日付 '17年07月02日 16:21  
 車番 000128 00  
 基本運賃 ¥770円  
**合計 ¥770円**

上記の通り領収致しました  
 毎度ご乗車ありがとうございます。

  
 NAOETSU TAXI

**直江津タクシー株式会社**  
 上越市中央1-8-9  
 本 社 ☎025-543-4545(代)  
 大潟営業所 ☎025-543-3939(代)

**領 収 書**

No.0696

日付 '17年07月03日  
 車番 100332 80  
 基本運賃 ¥690円  
 迎春料金 ¥100円  
**合計 ¥790円**

上記の通り領収致しました

④

毎度ご乗車ありがとうございます

**頸城ハイヤー株式会社**  
 上越市中央1丁目1番1号  
 直江津営業所  
 ☎ 025-543-3488

⑤

**領収証**

利用日時 2017年7月3日  
 時刻 10時48分  
 券番号 5279  
 取引内容: 乗車券購入 金額600円  
 印紙税申告納  
付につき高田  
税務署承認済 位置番号: 11068

●利用ありがとうございました

上越市中央 券02発行  
 北越上越鉄道株式会社

領 収 書

現・チ・ク・割引 No.6560  
 日付 2017年 07月 03日 17:07  
 車番 000046 0000  
 基本運賃 ¥780円  
**合計 ¥780円**

6

上記の様に領収致しました  
 毎度ご乗車  
 ありがとうございます  
 梅林タクシー(有)  
 TEL 0242-54-2266

領 収 書

2017年 07月 04日 -004  
 メーター運賃 ¥510円  
**合計 ¥510円**  
 現金支払 ¥510円  
 無線番号 510  
 毎度ご乗車ありがとうございます。

7

**会津乗合自動車(株)**  
 会津若松市白虎町195  
 若松駅前(営) TEL 0242-38-1234  
 喜多方(営) TEL 0241-22-5555  
 猪苗代(営) TEL 0242-62-2222

領 収 書

2017年 07月 04日 -006  
 メーター運賃 ¥1,230円  
**合計 ¥1,230円**  
 現金支払 ¥1,230円  
 無線番号 524

8

毎度ご乗車ありがとうございます。  
**会津乗合自動車(株)**  
 会津若松市白虎町195  
 若松駅前(営) TEL 0242-38-1234  
 喜多方(営) TEL 0241-22-5555  
 猪苗代(営) TEL 0242-62-2222

⑨

会 派 名 民主フォーラム

会派代表者名 進藤 裕之

支 払 証 明 書

支 出 項 目	研究研修費	支出番号	第 1 号
支 出 日	H29年7月4日	支出金額	金 480 円
支 出 先	J R 西 日 本		
支 出 内 容	乗車券		
支出証拠書類 を添付するこ とができない 理由	京都市内 ——> 長岡京  3名分  追加購入のため  経理責任者 綿谷 正己		

# 領収書

№ 002267

29年7月2日

民主フォーラム 殿

下記の金額正に領収いたしました。

金額 ¥ 20,700 円

但、宿泊代・TEL代・FAX代

カード

保印

1/2 (38様分)

振込

小切手 (枚)

手形 (枚)

**ご注意**

下記の場合はこの領収書は無効となります。

1. 金銭領収の社印及保印が無いとき
2. 金額宛名がカーボン紙によって記載されていないとき
3. 金額及宛名の訂正のあるとき

**上越サンプラザホテル**  
 (9940004) 新潟県上越市新光町1丁目5番5号 TEL 025-223-6111

NO.

## ご利用明細書

Bill

ホテルニューパレス  
 〒965-0878  
 福島県会津若松市中町2-78  
 TEL 0242-28-2804 FAX 0242-28-2805

お名前 (Name)

民主フォーラム

様

お部屋番号 Room No	ご到着日 Arrival	泊数 Nights	ご出発日 Departure	人数 Persons	発行日 Issue	ページ Page
606*	2017/07/03	1	2017/07/04	3	2017/07/03 江川	1

日付 Date	お部屋番号 Room No	ご利用明細 Description	単価 Unitprice	数量 QTY	金額 Charges	入金 Payment
07/03	9002	*宿泊代 (内消費税) (小計)	5,550	3	16,650 (1,233) (16,650)	0

ご署名 Signature		ご利用合計 Charges Total	16,650	ご入金合計 Payment Total	16,650
会社名 Firm		ご請求額 Balance	0		

NO.

## 領収書

Receipt

ホテルニューパレス  
 〒965-0878  
 福島県会津若松市中町2-78  
 TEL 0242-28-2804 FAX 0242-28-2805

お名前 (Name)

民主フォーラム

様

予約金・前受金 Advance	クーポン Coupon	クレジット Card
0	0	0
売掛金 Credit	ご返金 Repayment	領収額 Receipt
0	0	16,650

**領収**  
 29.7.03  
 ホテルニューパレス  
 発行日 (Issue)  
 2017-07-03

収入  
印紙

上記金額を領収いたしました。ただし、領収印なき場合は無効となります。

# 領 収 証

東京都江東区新木場1丁目18番11号 (〒136-8575)

収入印紙

民主フォーラム

様

株式会社ぎよせい

代表取締役 成吉 弘次

¥ 7,182.-

29年 5月 10日

〔内 訳〕 上記のとおり領収いたしました。金額には消費税及び地方消費税が含まれております。

領収証番号

170511-3006

取扱者

品名	号数	数量	単価	金額	備考
月刊「ガバナンス」 29年4月号～29年10月号				7182	

※ 本証に、領収証番号及び取扱者印のないときは、その責を負いません。

12

13-1

預金払戻請求書 による 振込受付書 (兼振込手数料受取書)  
預金口座振替

電信扱

## 振込金受取書

依頼日 年 月 日  
29 6 -6

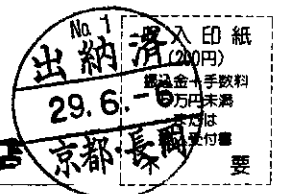
京都銀行	銀行 信金 信組 農協 労金
お受取人 株式会社 日経BP マーケティング 様	お振込金額 90720 円
ご依頼人 民主フォーラム 様	手数料 (消費税込み) 804 円
住所 長岡京市開田1丁目1番1号 (日中のご連絡先) 095-955-3148	

当行をご利用いただきましてありがとうございます。

今後ともよろしくお願い申し上げます。

株式会社 京都銀行

長岡支店



※ 振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のために振込が遅延することがあります。  
※ やむをえない事由による通信機器、回線の障害等によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。

↑ 年間購読料の振込手数料



⑬-2

# 領 収 証

No 094546

民主フォーラム

殿

(5320008770)

¥ 52,920



但し 日経グローバル 購読代金として  
(2017年4月~2017年10月)

上記の金額正に領収いたしました

2017年 6月 6日

東京都港区虎ノ門

株式会社 日経BPTメディアカンパニー

扱 印



↑ 年間購読料 90,720円× 7ヵ月分(4月~10月)

## 納入通知書兼領収証書

14

主管課名	総務課														
納入者	民主フォーラム <span style="float: right;">様</span>														
年度	平成29 年度														
会計	01 一般会計														
金額	¥7,270 円														
科目	12 複写機使用料負担金														
<p>納付目的 平成29年度複写機使用料（4～9月）</p> <p>納付期限 平成 29 年 11 月 13 日 限り</p> <p>納付場所 長岡京市役所 または、下記金融機関</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">京都銀行</td> <td>池田泉州銀行</td> </tr> <tr> <td>京都信用金庫</td> <td>関西アーバン銀行</td> </tr> <tr> <td>京都中央信用金庫</td> <td>三井住友信託銀行</td> </tr> <tr> <td>りそな銀行</td> <td>三菱東京UFJ銀行</td> </tr> <tr> <td>みずほ銀行</td> <td>三井住友銀行</td> </tr> <tr> <td>近畿労働金庫</td> <td>京滋信用組合</td> </tr> <tr> <td>京都中央農協</td> <td></td> </tr> </table> <p>上記の金額を納付して下さい。 平成 29 年 10 月 13 日 長岡京市長 <span style="float: right; background-color: black; width: 30px; height: 30px; display: inline-block;"></span></p> <p>上記の金額を領収しました。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: flex-end;"> <div style="width: 60%;"> <p>長岡京市会計管理者 長岡京市指定金融機関 長岡京市収納代理金融機関 (納付者保管)</p> </div> <div style="width: 35%; text-align: center;"> <p>領収印</p> <div style="border: 2px solid black; border-radius: 50%; padding: 10px; display: inline-block;"> <p>第5 出納済 29.10.23 京都・長岡</p> </div> </div> </div>		京都銀行	池田泉州銀行	京都信用金庫	関西アーバン銀行	京都中央信用金庫	三井住友信託銀行	りそな銀行	三菱東京UFJ銀行	みずほ銀行	三井住友銀行	近畿労働金庫	京滋信用組合	京都中央農協	
京都銀行	池田泉州銀行														
京都信用金庫	関西アーバン銀行														
京都中央信用金庫	三井住友信託銀行														
りそな銀行	三菱東京UFJ銀行														
みずほ銀行	三井住友銀行														
近畿労働金庫	京滋信用組合														
京都中央農協															

別記様式第3号（第8条関係）

平成29年11月13日

長岡京市議会議長  
福島 和人 様

会 派 名 民主フォーラム  
代表者名 進藤 裕之



平成29年度(4月～10月分)調査研究報告について

長岡京市議会政務活動費の交付に関する条例第8条第1項の規定により、別紙のとおり平成29年度調査研究報告書を提出します。

平成29年度調査研究報告書

会派名 民主フォーラム

事業名	別紙による
事業の実施時期	平成29年4月 ～ 平成29年10月
事業の実施場所	別紙による
事業の内容	別紙による
所感	別紙による

# 平成29年度視察民主フォーラム報告書

日時：平成29年7月3日(月) 午前9時00分～午前11時05分  
視察先：新潟県 上越市議会

## 1. 視察者

民主フォーラム 進藤ひろゆき 綿谷正己 大伴まさのり  
新政会 富田達也

## 2. 視察対応者

上越市議会議員 杉田勝典 議会広報広聴特別委員会委員長

## 3. 視察事項和

議会改革について

## 4. 視察内容

上越市は、新潟県の南西部に位置し、昭和46年に直江津市と高田市が合併して誕生し、さらに、平成17年に周辺の13町村を編入し、新上越市が誕生し、平成19年4月に合併特例市となった。

現在は、人口約195000人、74588世帯、面積約1000km<sup>2</sup>の広大な広さを有する市である。

市議会は毎年、市議会改革ランキングで上位を占めており、今年は全国で9位という、議会改革の先進都市であり、定数は32名である。

市議会の改革の始まりは、やはり基本条例の制定で、平成22年の11月制定であり、条例の特徴は以下の5点に集約される

- ① 議会が保有する情報を多様な方法で提供する
- ② 市民の知りたい情報を公開請求に基づき原則公開する
- ③ 議会のすべての会議は、原則すべて公開とする
- ④ 議員の議案に対する賛否をぎかいだより等で公表する
- ⑤ 市民参画及び協働

以上の点の中でも、⑤の具体的事例としての、意見交換会と議会報告会の開催であり、市域が広いということもあるが、その開회回数も年間10数回で、参加者も30名から70名と大変充実していると感じた。

また、意見交換会で出た市民の意見を市政に反映させるしくみも出来ており、市民にとっては、自分の意見がきちんと市政に反映される結果を見ることになり大いに見本にすべきである、なお仕組みについては別添資料に添付。

また今後の議会改革のポイントとして、以下の5点を挙げている。

- ① 議会報告会を開催し、説明責任を果たす
- ② 議案に対する議員別の、賛否を公表する
- ③ 市民と意見交換会を開催し、市民の意見や地域の課題を把握
- ④ 議論を尽くし市政の課題や問題点を明確化するため、議員間討議を行う
- ⑤ 論点の明確化と議論の活性化を図るため、市長の反問権を認める

このように、現在進行中のもも含めて、さらに前に進む努力をされている。

#### 5. 所感

以上の点を、現役議員である杉田氏から2時間ほど聞かせていただき、同じ立場の議員同士ということもあり、何でも聞けて非常にありがたかった。

最後に、なぜ、こういう議会改革の方向性が確立されたのか、そのきっかけは何かを、お尋ねすると、やはり平成の大合併が一つの転機だったようであり、つまり合併により、一時に議員数が200人を超える数になり、30人近くにするにあたり、すごい修羅場を経験したことが、一つのきっかけだったとお話になられた。人間、どの世界でも修羅場を経験すると強くなるたとえと同じである。私たちはそこまでの修羅場の経験は無いにしても、議会人として、いかにこの議会改革の必要性を痛感できる立場になれるかが、問われているような気がした。

## 会派行政視察報告書

行 先 : 福島県会津若松市役所  
 研修内容 : " 議会改革について "  
 日 時 : 平成 29 年 7 月 4 日 (火) 10:00 ~ 12:00  
 面会者 : 議会事務局) 尾崎次長、佐々木様 市議会・総務委員会) 横山委員長  
 参加者 : 民主フォーラム : 大伴雅章、進藤裕之、綿谷正巳 (報告者)  
 新政会 : 富田達也

目 的 : 議会改革度ランキング (早稲田大学マニフェスト研究所) において上位 (2015 年 6 位、2016 年 5 位) を獲得している会津若松市議会の活動を調査する。先進地として取り組まれている内容や今後の課題などを教示していただく。また、議会の状況や議会改革の経緯、現状、課題について学び、本市への参考とするものである。

### 【会津若松市の概要】

人口 : 122,882 人【平成 28 年 10 月 1 日】(本市の 1.5 倍)  
 世帯数 : 49,559 世帯  
 面積 : 382.97 ㎢ (本市の 20 倍)  
 特長 : 四方を山に囲まれた盆地。鶴ヶ城、飯盛山、白虎隊史跡など多くの歴史文化の観光地を有する。また、猪苗代湖も近くにあり。  
 市庁舎は築 80 年を経過した歴史的施設であり、きれいに整備保存されている。

### 【視察内容概要】

#### 1. 議会基本条例等の経緯

- ① 2 度の合併を経験して議会改革のゼロベースでの見直しの必要性に気づき、議員政治倫理条例化への取り組みが始まる。
- ② 平成 19 年 5 月臨時議会 (初議会) にて議長選挙が執り行われた。この選挙において正副議長候補者が公約として議会改革を掲げそれぞれ当選 (公約は先の議会から申し送りされた議員政治倫理条例の制定、公平・公正な議会づくりなど)。
- ③ 平成 19 年 7 月議会制度検討委員会を設置 (会派からの代表 7 名、市民委員 1 名、学識経験者 1 名 (福島大学・松野教授) の計 9 名で構成)、以降、学識者 (北海学園大学・神原教授) によるセミナーや先進地調査 (伊賀市の安本前議長による講演会、意見交換会) を含め、計 19 回検討委員会を実施。また、市民との意見交換会も実施し、平成 20 年 5 月 30 日検討委員会委員長から議長に答申。
- ④ 平成 20 年 6 月 23 日「会津若松市議会基本条例」「議員政治倫理条例」の公布・施行となった。

#### 2. 議会基本条例、議員政治倫理条例の概要について

##### <議会基本条例>

定義 : 二元代表民主制を首長と対等に担う議会が主権者市民の負託に応じて優れたまちをつくるために議会運営の理念・理念を具体化する制度・制度を作動させる原則などを定めた条例で、当該自治体レベルの議会運営に関する最高規範として位置づけられたものと定義される (神原教授による定義)

議会基本条例の再定義 : 議会基本条例とは市民にとっての新たな価値創造に向け市民参加を基軸とした政策形成を行いまちづくりに貢献していく、そのためのツールである

\* 市政発展への貢献が最終目的、かつ、エンドユーザーは市民

\* 議会内の仕組みやルールづくりはその手段 (ツール) にすぎない

#### 2-1 政策形成サイクル

基本フレーム : 市民との意見交換会を起点とし、そこでの意見を議会が有するさまざまな個別の意思を一般化・統合化していくという機能を踏まえ帰納法的に課題を設定、市民意見や要望に応えようとするモデルである。

##### \* 全体構造

- ① 市民との意見交換会 : 意見聴取 (政策形成サイクルの起点)
- ② 広報広聴委員会 : 意見整理 → 問題発見 → 課題設定
- ③ 政策討論会 : 問題分析 → 政策立案

## <議員政治倫理条例>

### \* 条例の特徴

- ① 議会基本条例と同時制定による市民との新たな信頼関係構築を立法趣旨としたこと
- ② 資産公開制度は規定していない（補完的機能→就業等の報告義務を規定）
- ③ 政治倫理基準にセクハラ等の人的侵害の行為を入れたこと
- ④ 政治倫理審査会を議会の附属機関として設置したこと
- ⑤ 審査の請求要件を請求者と連署4名の計5名としたこと

### 【所感】

会津若松市の議会改革は過去2度の合併を通じて議会・議員のあり方をゼロベースで考えるきっかけとなった。以来、先進地や学識者の指導を取り入れながら、着実に進められてきた。市民との意見交換会を通じて出てくる要望や整理し、課題の設定、分析、そして抽出された案件から政策立案、政策決定、政策執行、政策評価というサイクルを策定され、しっかりと回している。これらを議会として（執行機関との調整ももちろんであるが）実施されているところは、議会の強い意志と市民の皆さんの協力なしには成しえず、不断の努力の賜物であると大いに感心するところであり、政策システムの構築に関しても大いに参考になった。

本議会でも議会基本条例を制定し、議運において議会改革を順次進めており、また、市民との意見交換会も定期的を実施している。本市において参考に出来るところは各議員の理解のもと、導入検討を進めていきたい。